

宝が池公園運動施設の再整備検討業務委託仕様書

第1章 業務概要等

1 業務名称

宝が池公園運動施設の再整備検討業務（以下「本業務」という。）委託

2 目的

宝が池公園運動施設については、公園内の未利用地を活用し、スケートボード等の新たなスポーツに対応できるよう整備を予定しているところである。

この度、①利用者の皆様にマナーを守って御利用いただける施設、②景観や騒音など公園環境に配慮し、効率的かつ効果的に運営できる施設となるよう検討し、計画するために本業務を実施する。本仕様書は、本業務に必要な事項を定めるものである。

3 施設概要

宝が池公園運動施設は、昭和63年の京都国体開催を機に球技場及びテニスコートを有する運動公園として整備されてから、フットサル（平成20年）、体育館（令和元年）などを順次整備し、機能充実を図っている。サッカーをはじめとする様々な競技に関する身近なスポーツ活動や大会・公式戦の場として、子どもから学生・大人まで幅広い層の方々に親しまれており、本市北部エリアの貴重なスポーツ拠点となっている。また、松ヶ崎妙法のふもとに位置し、良好な景観であるとともに、自然豊かで安らぎのある公園となっている。

4 履行期間

契約の日から令和5年3月31日（金）まで

※ ただし、施設の詳細設計に必要となる事項（第2章4、5及び6）については、令和4年8月末までに取りまとめて中間報告をすること。

第2章 業務内容

宝が池公園運動施設におけるスケートボード等のアーバンスポーツ対応施設（以下「スケートボード等施設」という。）の整備検討を行うに当たって、整備する施設の機能、規模、運営方法及び既存施設との関係性を考慮した動線計画等について調査、整理し、今後の詳細設計に資するための基礎資料をまとめるものである。

スケートボード等施設については景観や周辺環境（騒音、自然環境等）のほか、マナーに十分配慮した内容とする。また、新規整備費用や運営経費（受付、利用方法等）の圧縮を図ること。

なお、スケートボード等施設は2箇所を設置することを予定している（**別紙3**「航空写真」を参照）。

1 現状調査

宝が池公園運動施設の土地利用状況や施設配置状況、各種法令（建築基準法等）上の制約、スケートボード等施設の類似事例（機能、規模、運営方法、周辺状況等）等を調査し、及び整理する。その際、スケートボード施設の構造物や体育館の見え方など景観上の法的確認及び整理が必要なことに留意すること。

また、スケートボードの公式大会が開催できる施設要件を調査し、及び整理すること。

2 利用者等アンケート調査

スケートボードやアーバンスポーツ関連の利用者等に対して、スケートボード等施設の整備に係るアンケート調査を行う。

3 ヒアリング調査

スケートボードやアーバンスポーツ関連の協会等、関係者に対して、スケートボードの公式大会、スケートボード等施設の機能、規模等に係るヒアリング調査を行う。

4 基本方針の検討

現状調査、利用者等アンケート調査及びヒアリング調査を踏まえ、有料利用を前提とした利用料金収入を見込むほか、広告や事業収入策を検討する。くわえて、無人運営など経費を最小限にした運営方法を検討し、後年度に発生する修繕等を含めた収支について均衡が取れるよう運営計画を立てること。

そのうえで、スケートボード等施設の整備に向けた基本方針を検討すること。

5 スケートボード等施設の整備検討

基本方針に基づき、以下(1)～(4)について整理する。

(1) 計画条件の整理

前提となる条件やスケートボード等施設の機能、規模等を整理する。

(2) ゾーニング及び各種動線の検討

施設配置状況を踏まえ、効率的かつ効果的な空間構成となるように、公園内のゾーニング及び各種動線を検討する。

(3) スケートボード等施設の検討

上記(1)及び(2)の結果並びに雨水排水、サイン、照明計画等を踏まえ、スケートボード等施設の整備可能位置、範囲、コース設定等の整備規模及び内容を検討し、基本計画図を作成する。また、スケートボード等施設のイメージを確認できるパースを作成する。

(4) スケートボード等施設の詳細設計補助

中間報告を踏まえ、並行して今年度を実施予定の詳細設計業務（別途発注）を請け負う業者に対して助言等を行うとともに、必要に応じてヒアリング等の補足調査を行う。

6 概算工事費の算出

基本計画図その他の検討結果を基に、概算工事費を算出する。

7 報告書の作成

本業務における成果、資料、提案内容、協議内容等を整理し、経過が分かるように取りまとめた業務報告書を作成する。

8 打合せ協議等

業務着手時、中間打合せ（２回）及び成果品納品時の計４回について打合せ協議を開催する。また、本市の求めに応じて、各業務の検討状況等について説明し、及び報告すること。

第３章 業務の実施

1 業務の着手

受託者は、契約締結後速やかに業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは受託者が業務の実施のために本市との打合せを開始することをいう。

2 業務条件

受託者は、次の事項を遵守すること。

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者は本市に常に密接な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとする。また、その内容については、その都度管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、本市に提出する。
- (2) 関係機関等と協議した結果については、その都度、速やかに打合せ記録簿を作成し、本市に提出する。
- (3) 業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

3 適用範囲

本業務の遂行に当たっては、本仕様書によるほか、以下の資料その他の関係図書（本市の指示した文書を含む。）に従い、この契約を履行するものとする。

- ・京都市道路構造条例
- ・京都市高齢者、障害者等の移動等の円滑化に必要な道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例
- ・京都市人にやさしいまちづくり要綱（平成１３年２月 京都市）
- ・土木設計業務等委託必携（令和３年４月 京都市）
- ・京都市雨水流出抑制対策実施要綱（平成２６年４月 京都市）
- ・排水性・透水性舗装の手引き（平成１５年４月 京都市建設局）
- ・排水性・透水性舗装 整備方針（平成１６年７月 京都市建設局）
- ・防護柵の設置基準・同解説（平成２８年１２月 社団法人日本道路協会）
- ・京都市雨水流出抑制対策実施要項（平成２６年４月 京都市）
- ・都市公園技術標準解説書（令和元年度版）

- ・都市公園の移動等の円滑化整備ガイドライン（改訂版）

4 提出書類

受託者は、業務の各段階において、次の書面を速やかに提出すること。

- (1) 契約締結後
 - ア 業務計画書（工程表を含む。）
 - イ その他本市が指示するもの
- (2) 中間報告（令和４年８月末まで）
 - ア 基本方針（第２章４）
 - イ スケートボード等施設の整備検討結果（第２章５）
 - ウ 概算工事費（第２章６）
- (3) 完了時
 - ア 完了届
 - イ 成果品及び納入届
 - ウ 請求書
 - エ その他本市が指示するもの

5 貸与品

- (1) 本市は、委託契約後、委託業務の遂行に当たり本市が必要と認める資料がある場合は、受託者に貸与する。
- (2) 受託者は、委託業務が完了した後又は当該委託契約が解除された後、速やかに貸与を受けた資料を本市に返還しなければならない。

なお、本市から貸与を受けた資料を複写した場合においても、同様とする。
- (3) 受託者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

万一、損傷した場合は、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。

6 成果品

- (1) 成果品は、次のとおりとする。
 - ア 業務報告書（簡易製本） １部
 - イ 電子成果品（ＣＤ－Ｒ等の電子媒体） １部
 - ウ その他、本市が指示するもの

※ 電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領【業務編】（平成２６年４月）」に基づき、作成された電子データをいう。また、成果品を提出する際は電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- (2) 成果品の著作権は、本市に無償で譲渡する。
- (3) 業務完了後１５年間は受託者において成果品の写しを保存する。ただし、本市が保存の必要がないとして指示した場合は、この限りでない。
- (4) 受託者は、本市が指示した場合は、履行期間中においても、成果品の部分引渡

しを行わなければならない。ただし、事業の進捗状況等により部分引渡しが著しく困難と認められる場合は、この限りでない。

7 完了検査

- (1) 検査日時及び検査場所は、受託者から完了通知書が提出された後に本市が決定する。
- (2) 受託者は、検査日時までに、成果品その他検査に必要な資料をあらかじめ準備し、本市に提出しておかなければならない。
- (3) 本市は、受託者立会いのうえ、次に掲げる検査を行う。
 - ア 成果品の検査
 - イ 業務履行状況の検査（打合せ記録等により検査を行う。）
- (4) 受託者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補しなければならない。
なお、修補の期限及び修補完了の検査については、本市の指示に従う。

8 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、本市受託者両者協議のうえ、定めることとする。

ただし、協議が整わない場合においては、本市が定めるものとする。